

第 4 章

用語解説・データ集等

1 用語解説・データ集

ここでは、本計画に出てくる主な専門用語等について解説しています。また、参考となる資料についても掲載しています。

(用語・資料の引用元：『特別支援教育ハンドブック平成 24 年度版』八王子市教育委員会発行)

《制度・仕組みに関するもの》

校内委員会 障害のある、又は支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法の検討等を行うため学校が設置する、特別支援教育に関する委員会。委員会は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の学級担任、養護教諭、特別支援学級教諭等で構成されます。

特別支援教育コーディネーター 特別な支援が必要と思われる子どもの教育に対応するため、市立小・中学校、特別支援学校等における学校内外の連絡調整（保護者の相談窓口、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整など）を担当する教職員。都立特別支援学校では、専任のコーディネーターを配置し、教育相談や地域の小・中学校の支援に従事しています。

実態把握 各学校において、特別な支援を必要とする児童・生徒の存在や状態を確かめ、支援が必要な児童・生徒の指導方法を考えていく前に得意なところ・苦手なところを把握すること。

子どもの様子を理解することで、「個別指導計画」作成という次のステップへ進むことができます。実態把握を行うためのツールとして「実態把握カード」があります。

Ⅴ 実態把握カード及び個別指導計画例

※下記に示した実態把握カード及び個別指導計画例を参考にして各学校の実態に即した形式を作成する。
 ※本人、保護者の了解を得ながら作成する。丸秘扱いとし、保管・活用の際には十分留意する。
 ※特別な支援を必要とする児童・生徒の実態や個別指導計画の内容は校内で共有し、一致協力して組織的に実際の指導に当たる。
 ※個別指導計画の内容は学期毎に評価し、その都度修正を加えながらより実効性のあるものに改善していく。

秘 実態把握カード

児童・生徒名	年組	生年月日	年 月 日	性別	学校名	記入日	年 月
	(ふりがな)				校長名	担任名	
診断名 (年 月 日:) 病院名 () 医師名 ()							
諸検査の結果・服薬の有無							
他機関とのかかわり ・通級 (学校 学級:開始時期 年生 月より) ・教育センター (先生:開始時期 年生 月より) ・愛の手帳の有無 (年取得:種類) ・療育機関等 (開始時期 年生 月より)							
欠席状況 (欠席日数、理由等 前年度までの様子)							
学 習	いいところ・得意なところ (○または◎)	観 点			気になるところ (△または▲)		
	補足説明や他の項目があるときは、具体的に書いてください。(教科、場面、時間、回数等)	あてはまる項目に、○か△をつけてください。(重点と思われる項目は◎か▲)			補足説明や他の項目があるときは、具体的に書いてください。(教科、場面、時間、回数等)		
生		<input type="checkbox"/> 特別な教科の関心や理解 <input type="checkbox"/> 意欲 <input type="checkbox"/> 全体的な発達 <input type="checkbox"/> 言葉の発達 <input type="checkbox"/> 立ち歩き <input type="checkbox"/> 手遊び <input type="checkbox"/> 集中力 <input type="checkbox"/> 全身・手指の器用さ <input type="checkbox"/> おしゃべり <input type="checkbox"/> 教師の指示 <input type="checkbox"/> 視覚的な理解 <input type="checkbox"/> その他			本人の願い		
		<input type="checkbox"/> 整理整頓 <input type="checkbox"/> 忘れ物 <input type="checkbox"/> 毒黙 <input type="checkbox"/> 1分間の集中 <input type="checkbox"/> 1トビの回数					

個別の教育支援計画 「個別（の）指導計画」が学校における短期的な支援を設定しているのに対して、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画で、生涯に渡る「個別の支援計画」のうち、学齢期において教育機関が中心になり作成するものです。福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組みを含め、関係機関や保護者が連携して作成することが大切とされています。

個別（の）指導計画 児童・生徒一人ひとりの短期的で具体的な目標や指導内容、指導方法等を明示した計画で、「実態把握」の後に作成します。

- ・特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒には、作成が義務づけられています。
- ・通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒や、就学支援シートが提出された児童についても作成が求められています。

東京都教育委員会は、表計算ソフトウェアのマクロ機能を利用した個別指導計画作成支援ソフトを学校向けに公開しています。矢印をクリックしていくことにより、ヒントや支援案が自動表示され、個々の児童・生徒に合った計画を作成することができます。

ケース会議（ケース検討・支援会議） 個別の児童・生徒の支援のために行う会議のことで、児童・生徒の関係者が集まり、本人や保護者のニーズを把握した上で、今までの振り返りを行い、今後の目当てを立てていきます。

- ・校内の関係者が支援方法について話し合いを持つ場です。
- ・個別指導計画や個別の教育支援計画が具体化しているかどうかの確認にもなります。
- ・ケースによっては、外部機関などの職員を学校が呼び、家庭における支援を含めて話し合う場合もあります。

交流及び共同学習 学校生活において、都立特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍する子どもたちと共に学んだり、行事に参加するなどの交流をすることを言い、平成16年度に改正された「障害者基本法」に規定されています。

○障害者基本法 第14条（平成16年改正）

「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との**交流及び共同学習**を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」

- ・小・中学校や特別支援学校の学習指導要領にも、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を設けるよう示されています。
- ・本市においては、特別支援学級の児童・生徒が通常の学級で給食の時間を一緒に過ごす、できる教科は同じ授業を受ける、部活に参加することなどに取組む学校もあります。

・東京都は、「副籍事業」を実施しています。特別支援学校の児童・生徒が、地域との関わりを持つために市立小・中学校に副次的な籍を置き、可能な範囲で交流しています。

副籍 東京都教育委員会は、特別支援教育の制度化とともに副籍事業を始めましたが、「副籍」とは、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、住所地の地域（学区）の小・中学校（地域指定校）に副次的に籍を置き、地域の児童・生徒と交流する制度で、居住する地域とのつながりを維持していくことを目的としています。

就学時健康診断 学校保健安全法の規定により教育委員会で行っている、小学校入学前のお子さんに対する健康診断。この機会に、入学後の心配ごとなどを、校長先生等とお話しすることができます。（その際、「就学支援シート」をお持ちいただくことができます。）

学校サポーター 学校サポーターは、教職員に協力して、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援や学級支援に当たることが目的です。

特別支援ボランティア 支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級において、担任の補助を行うことを目指し、校長が年齢 18 歳以上の地域の方などに依頼するもの。

スクールカウンセラー 中学校には臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが週 1 日配置され、心の教室などで、児童・生徒、保護者及び教員の相談を受けます。また、小学校ではブロック毎の学校に配置され、同じブロック内の小学校からの相談もできるようになっています。（* H24年度現在）

愛の手帳（療育手帳）・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

●**愛の手帳** 東京都における、知的障害のある方に交付される手帳のことです。国の制度では「療育手帳」と言います。

障害の程度によって「1 度」から「4 度」の区分で交付され、この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。再判定時点は本人が満 3 才、6 才、12 才、18 才になったときです。（申請窓口は児童相談所です。）

●**身体障害者手帳** 身体障害者福祉法に基づき、各障害の程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となります。申請窓口は市役所障害者福祉課です。

●**精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）** 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある方が支援を受けるために、一定の障害があることを証明するものです。申請窓口は市役所障害者福祉課です。

リソースリスト 特別支援学校（関係6校）と市教育委員会が作成した、特別支援学校が行う地域支援の内容を掲載したリスト。

- 〔内容〕
- ・個別の児童・生徒への巡回相談
 - ・コーディネーターの仕事や校内委員会開催に関する相談
 - ・発達に関する相談
 - ・校内研修の講師
 - ・個別指導計画作成の支援
 - ・教材教具作成の支援
- など



《障害に関するもの》

肢体不自由 医学的には、障害の発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障害があるものを言います。障害の程度によって、身体障害者手帳が交付される場合があります。

知的障害 発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態を言います。精神遅滞、精神発達遅滞などと表現される場合もあります。障害の程度によって、愛の手帳が交付される場合があります。

病弱（身体虚弱） 病弱及び身体虚弱の児童・生徒のために、東京都が、全寮制の久留米特別支援学校を設置しています。なお、「病弱」は、医学用語ではありません。病弱教育の対象：気管支喘息、腎臓疾患、心臓疾患、糖尿病、肥満症、アトピー性皮膚炎、心身症など

言語障害 言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念で、「いたい」が「いあい」、「さかな」が「たかな」というような構音障害や、言葉の最初につまづく吃音（きつおん）などが挙げられます。障害の程度によって、身体障害者手帳が交付される場合があります。

視覚障害 視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態を言います。一般に、両眼での矯正視力が0.3程度に低下すると、教育上特別な支援・配慮が必要になります。

聴覚障害 聴覚機能の永続的低下の総称です。聴覚感度の低下を示す聴力障害がほとんどであるため、一般的に聴覚障害といった場合には聴力障害のことを指します。また、どの部位に障害があるかにより伝音性及び感音性の聴覚障害に分けられます。

心理的な要因による選択性かん黙等（不登校・多動・チックなど） 心理的な要因によって、特定の状況下で音声や言葉を発せず、学業等に支障のある状態。

また、学校教育法施行規則の「通級による指導」の対象者の規定には、不登校、多動、チック（常に同じ動作を繰り返す常同行動）なども含まれます。

学習障害（LD=Learning Disabilities） 基本的には知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な状態のことを言います。

LDのうち、読み書きが困難な場合（状態）を「ディスレクシア」と言います。

自閉症又はそれに類するもの（広汎性発達障害） 自閉症の主な特徴としては、人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られること、言語の発達に遅れや問題があること、興味や関心が狭く特定のものにこだわることのほか、刺激への過敏性や幼児期に見られる多動性などが挙げられます。

「それに類するもの」については、知的障害を伴わない「高機能自閉症」、言語や知的に課題のない「アスペルガー症候群」があります。（国の通知文などで、「高機能自閉症等」と表現される場合がありますが、その場合の「等」は、アスペルガー症候群を指します。）

注意欠陥／多動性障害（ADHD） 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害です。対症療法として、薬が処方される場合があります。

また、多動性の目立たない場合に、「注意欠陥障害（ADD）」と診断されることもあります。

《学校・学級の種別について》

特別支援学校、学級については、「学校教育法施行令」第22条の3、「障害のある児童生徒の就学について」（文部科学省初等中等教育局長291号通知）及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」（文部科学省初等中等教育局長1178号通知）に規定されています。

都立特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱） 平成19年の学校教育法の改正で一本化された従来の養護学校・盲学校・ろう学校のこと。入学の基準は、学校教育法施行令第22条の3に規定されており、保護者を含めた関係者が就学相談を通じて総合的に判断します。また、通学が困難な児童・生徒のために、教員が自宅や入院先の病院を訪問する訪問教育制度があります。

□市内の設置状況

種別	学校名	住所	設置学年	電話
知的障害	八王子	台町3-5-1	小・中・高	621-5500
	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘1-17-1	小・中・高	042-374-8111
	南大沢学園	南大沢5-28	高等部職業学科	675-6075
肢体不自由	八王子東	石川町3246-1	小・中・高	646-8120
	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘1-17-1	小・中・高	042-374-8111
盲	八王子盲	台町3-19-22	幼・小・中・高・専	623-3278
ろう	立川ろう	立川市栄町1-15-7	幼・小・中・高・専	042-523-1358
病弱	武蔵台学園	府中市武蔵台2-8-28	小・中・高	042-576-7491

特別支援学級（知的障害・固定制） 知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があつて日常生活で一部の援助が必要な程度で、食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない児童・生徒が対象です。

□小学校の設置状況（平成 25 年 4 月現在）…設置校：21 校

学校	学級名	住所	電話
第一小	わかば	元横山町 2-14-3	642-0851
第二小	こだま	八木町 7-1	623-6318
第五小	みどり	千人町 3-7-7	661-4327
いずみの森(第六小)	いずみ	子安町 2-19-1	642-4206
第七小	さくら	台町 4-2-1	622-0936
中野北小	あさひ	中野山王 3-1-1	622-5187
高倉小	たけのこ	高倉町 67-2	646-8182
宇津木台小	すぎの子	久保山町 2-18	691-2146
横山第一小	すみれ	館町 74	661-2402
長房小	なのはな	長房町 340-4	661-2081
横川小	たんぼぼ	横川町 305	622-8231
陶鎔小	のぞみ	犬目町 56	623-3220
由井第三小	つくし	小比企町 1201	635-6238
長沼小	ひまわり	長沼町 707-3	635-9580
七国小	ひばり	七国 5-27-1	635-2100
宮上小	こすもす	南大沢 5-10	676-3911
秋葉台小	のびのび	別所 2-5	676-6133
別所小	おおそら	別所 2-44	677-1888
愛宕小	とちのみ	上柚木 3-20	678-2566
散田小	めぶき	散田町 5-23-1	661-4228
元八王子小	くわのは	式分方町 761	623-0214

□中学校の設置状況（平成 25 年 4 月現在）…設置校：14 校

学校	学級名	住所	電話
いずみの森(第三中)	6 組	子安町 2-18-1	642-1833
第四中	7 組	元本郷町 2-21-1	622-7227
桐田中	1 組	桐田町 172	665-3473
元八王子中	8 組	大楽寺町 415	624-3201
檜原中	5 組	檜原町 1235	626-1205
打越中	5 組	打越町 349-1	645-3046
七国中	太陽学級	七国 6-41-1	637-0773
陵南中	7 組	東浅川町 553-9	665-4711
松が谷中	5 組	松が谷 23	676-3345
宮上中	1 組	南大沢 5-5	676-5571
由木中	5 組	下柚木 2-34-2	676-8120
由井中	5 組	片倉町 553	642-2148
第一中学校	7 組	石川町 2957-1	642-1894
長房中学校	5 組	長房町 1041-1	664-1480

特別支援学級（情緒障害等・通級制） 通常の学級から週に1回程度、決められた曜日（時間）に通級指導学級に通います。自閉症、ADHDまたはそれに類する障害があり、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部コミュニケーションの指導を必要とする児童・生徒が対象です。

□小学校の設置状況（平成25年4月現在）…設置校：11校

学校	学級名	住所	電話
第三小	青空	寺町 29-15	623-4211
船田小	やまほうし	長房町 1041-2	664-1482
由井第一小	ほがらか	打越町 348-1	642-4201
浅川小	たかお	初沢町 1335	661-0019
松が谷小	松が谷	松が谷 12	676-3341
南大沢小	みずき	南大沢 4-18	676-5611
上柚木小	おおるり	上柚木 3-15	677-2646
片倉台小	なかよし	片倉町 1318	636-3054
宮上小	なごやか	南大沢 5-10	676-3911
榎原小	ならはら	榎原町 1287-2	626-1204
第八小	さくら	石川町 2065	642-0937

□中学校の設置状況（平成25年4月現在）…設置校：5校

学校	学級名	住所	電話
第二中	ハーモニー	中野上町 4-28-1	624-2135
いずみの森（第三中）	フレンズ	子安町 2-18-1	642-1833
浅川中	くりやま	初沢町 1370	661-0148
南大沢中	みなさわ	南大沢 3-7	676-5211
上柚木中	あじさい	上柚木 3-17	678-2580

特別支援学級（きこえとことばの教室・通級制） 本市の難聴及び言語障害学級は、『きこえの教室』『ことばの教室』という名称です。例えば補聴器の使用によっても話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒や、吃音（つかえる話し方）や発音の誤りなどがある児童を対象としています。

□小・中学校への設置状況等（平成 25 年 4 月現在）

	学校名	学級名	住所	電話
難聴	第四小	きこえの教室	明神町 2-15-1	642-0934
	柏木小	きこえの教室	南大沢 3-3	676-8111
	第五中	きこえの教室	明神町 4-19-1	642-1633
言語	第四小	ことばの教室	難聴に同じ	難聴に同じ
	第六小	ことばの教室	子安町 2-19-1	642-4206
	上壱分方小	ことばの教室	上壱分方町799-2	651-1961
	柏木小	ことばの教室	難聴に同じ	難聴に同じ

特別支援学級（相談学級・中学校通級制） 相談学級は、通級制の情緒障害等特別支援学級に区分されています。市立中学校に在籍している心因性の不登校の生徒を対象としています。

□設置状況（平成 25 年 4 月現在）

学校名	学級名	住所	電話
第七中	クラスセ・アッレバーレ	散田町 2-37-1 教育センター内	666-7553

《相談機関（公的な相談機関）》

八王子市総合教室相談室 八王子市教育センター内にある相談窓口です。児童・生徒、青少年等の様々な悩みについて、本人や保護者の方からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ、総合教育相談室内の各担当が相談にあたります。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関を紹介することもあります。

教育センター 特別支援教育担当 障害がある、又は障害があると思われる児童・生徒の指導方法等について学校を支援するための巡回相談をしています。

就学相談室 特別支援学校や特別支援学級への就学・転学のための保護者の相談窓口です。

八王子市子ども家庭支援センター 0歳から18歳未満のお子さんと家庭に関する相談、また、お子さん自身からの相談を受けます。

八王子市保健所の療育相談 身体の機能に障害のある児童または、疾病により長期にわたり療育を必要とする児童に対し早期に適切な療育上の相談及び指導をして、その障害や疾病の治癒、軽減を図るとともに、障害または疾病の状況を把握し、支援します。

八王子市保健センター（発達相談・経過観察健診・心理発達相談） 乳幼児健診の結果、運動発達、精神発達、言語発達等で経過観察、専門医の健診が必要なお子さんに対して、医師・理学療法士・心理相談員・保健師・栄養士・保育士が相談に応じます。

東京都八王子児童相談所 児童に関する様々な相談に対応しています。

- ・養護相談（虐待相談、養育困難）・保健相談（健康管理）・育成相談
- ・身体障害相談・知的障害相談・発達障害相談・非行相談

医療機関 就学相談には専門医での受診が必要な場合がありますが、そうした小児科や児童精神科等の専門医がいる病院は、患者数が多いことから、予約してから初診まで数か月待ちということも珍しくありません。

八王子市小児・障害メディカルセンター 平成23年4月に、都立八王子小児病院の跡地に小児外来診療所と障害者通所施設等を一体的に整備した施設として開設しました。

《その他》

親の会 障害のある子の親の会は、様々な活動をされています。また、保護者の方からの個々の相談に乗っていただける会もあります。

NPO法人など 社会福祉法人・NPO法人・法人格のない団体においても、障害に関する相談や療育を行っているところが多数あります。

《国や東京都、本市の関連計画など》

「障がい者制度改革推進会議」

平成21年12月の閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。また、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、「障がい者制度改革推進会議」を開催することになり、平成22年1月から現在までに38回開催されています。 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>

「東京都特別支援教育推進計画 第三次計画」

東京都教育委員会は、平成16年に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、障害のある児童・生徒等一人一人の教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進に取り組んでいます。現在は「第三次実施計画」までが示されています。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2010/11/70kbb100.htm>

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」

平成24年4月、市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組みを推進するため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定しました。条例の目的は次のとおりです。

- 市民及び事業者が障害者に対する理解を深める。
- 障害者への差別をなくすための取組みについて基本理念を定め、その取組みに係る施策を総合的に推進する。
- 障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

詳細については八王子市のホームページからご覧いただけます。

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/33785/033788.html

2 特別支援教育に関する国の考え方

(1) 通知（平成19年4月）

19文科初第125号

平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあつては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあつては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援

を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進め

ること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実に努めること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、

保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に

当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

(別紙)

参考情報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症

の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・文部科学省特別支援教育関係ホームページ：

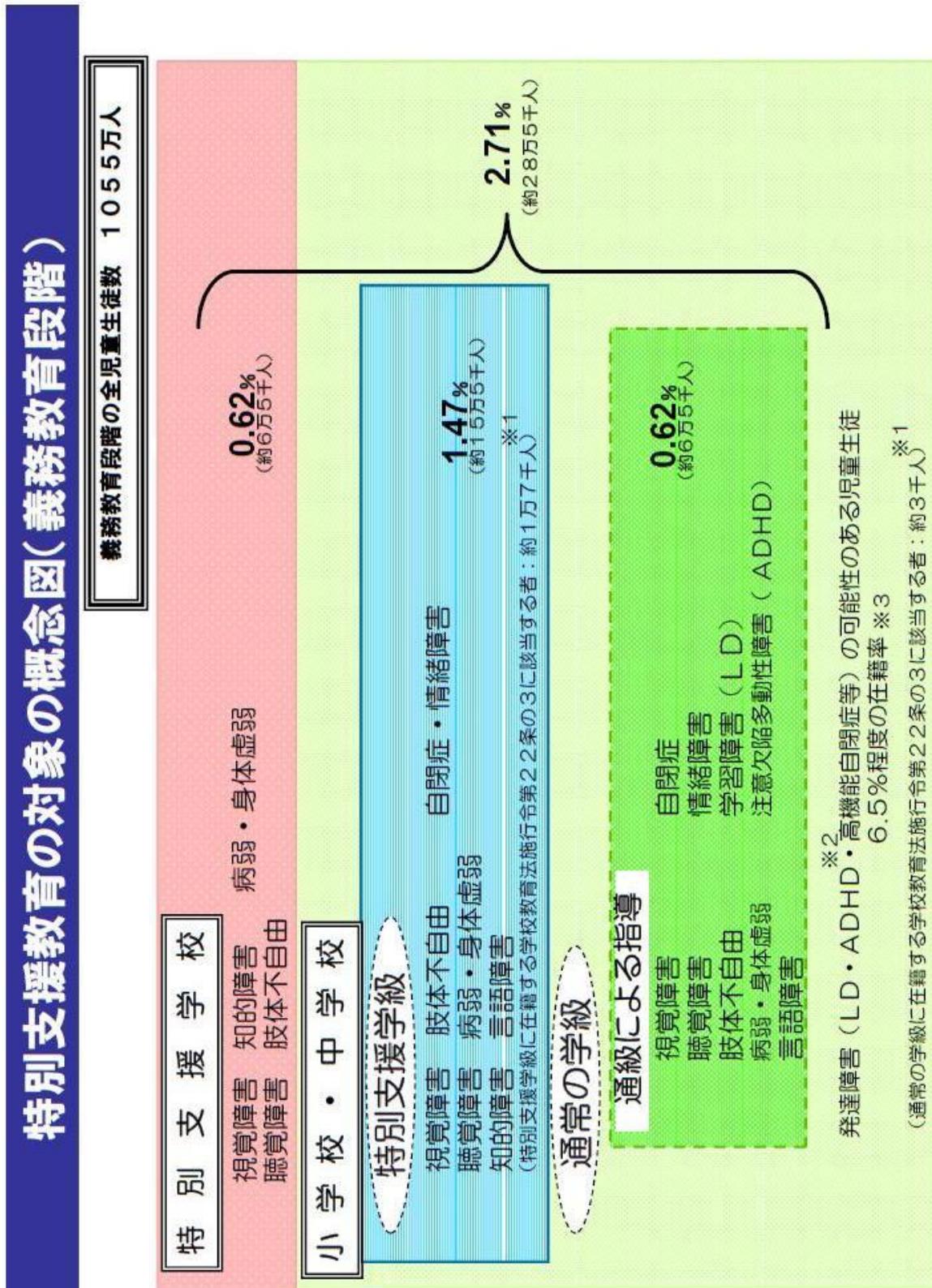
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：

<http://www.nise.go.jp/>

<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

(2) 対象者の概念図



※1 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

※2 LD (Learning Disabilities)：学習障害、ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)：注意欠陥多動性障害

※3 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※3を除く数値は平成23年5月1日現在)

3 計画策定委員会

八王子市第二次特別支援教育推進計画策定委員会 設置要綱

(設置の目的)

第1条 八王子市の特別支援教育の推進に向けて、具体的施策を整理・決定し、八王子市第二次特別支援教育推進計画を策定するため、「八王子市第二次特別支援教育推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 平成25年度から3ヵ年を目安とした第二次特別支援教育推進計画の策定。
- (2) その他計画の策定に必要な事項として委員長が認めるもの。

(組織)

第3条 1 策定委員会は、八王子市教育委員会が任命する次の職にある者をもって組織する。

学識経験者 1名

医療・療育機関関係者 1名

小学校保護者（市民） 1名

中学校保護者（市民） 1名

特別支援学校校長 1名

小学校長 1名

中学校長 1名

市立保育園長 1名

障害者福祉課長 1名

保健所課長 1名

子ども家庭支援センター館長 1名

学校教育部長 1名

施設整備課長 1名

学事課長 1名

学校教育部主幹（支援教育担当） 1名

指導課統括指導主事 1名

- 2 策定委員の任期は平成24年7月2日から平成25年3月の計画策定完了時までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 1 策定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 1 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を策定委員会に出席させることができる。

(報告)

- 第6条 委員会は会議で策定した結果を八王子市教育委員会に報告する。

(事務局)

- 第7条 1 策定委員会の事務局は八王子市学校教育部指導課支援教育担当内に置く。
- 2 事務局は、策定委員会の運営に必要な事務事項を担当する。

(補 足)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

この要綱は、第2条に定める所掌事務の完了をもってその効力を失う。

八王子市第二次特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	組織名	役職名	氏 名
1	明星大学教育学部	教授	ほしやま あさぎ 星山 麻木
2	八王子市小児・障害メディカル センター (島田療育センターはちおうじ)	副所長	あゆざわ こういち 鮎澤 浩一
3	八王子市立小学校長会	愛宕小学校 校長	○ たなか まこと 田中 誠
4	八王子市立中学校長会	打越中学校 校長	たかつか けんじ 高塚 健治
5	都立特別支援学校	八王子特別支援学校 校長	さかもと こういち 坂本 好一
6	公立保育園	みなみ野保育園 園長	きとう いわお 佐藤 巖
7	小学生保護者	かたつむりの会(発達障害児 の親の会) 代表	にしむら なつこ 西村 南海子
8	中学生保護者	八王子市中学校PTA連合 会	のだ きよぶ 野田 清信
9	健康福祉部障害者福祉課	課長	ほそい のぼる 細井 東
10	健康福祉部保健対策課 (保健所)	課長	きたむら じゅんこ 北村 淳子
11	こども家庭部 子ども家庭支援センター	館長	やぎした てるいち 八木下 輝一
12	学校教育部	部長	◎ のむら みゆき 野村 みゆき
13	学校教育部	主幹(支援教育担当)	あない ゆみこ 穴井 由美子
14	学校教育部施設整備課	課長	かとう まさみ 加藤 雅己
15	学校教育部学事課	課長	うみの ちかし 海野 千細
16	学校教育部指導課	統括指導主事	やまもと たけし 山本 武

* 名簿中「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

4 計画策定までの経過

時 期	事 項	内 容
平成 24 年 7 月上旬	計画策定委員会事務局 設置	事務局の設置（指導課支援教育担当）、策定委員の 依頼と決定、計画の概要・イメージの作成
8 月 3 日	第 1 回策定委員会	計画策定について （策定方法、スケジュールについて）
8 月～9 月	第一次計画の成果と課 題の整理	「課題抽出シート」による第一次計画の成果と課題 の抽出
9 月 24 日	第 2 回策定委員会	計画の骨子について（第一次計画の成果と課題につ いての意見交換 その 1）
10 月 31 日	第 3 回策定委員会	計画の骨子について（第一次計画の成果と課題につ いての意見交換 その 2）
11 月～	成果と課題のまとめと 計画骨子作成	・第 2・3 回委員会の議論をまとめ骨子案を作る ・「施策提案シート」による第二次計画の施策検討
11 月 26 日	第 4 回策定委員会	計画骨子案の検討（第二次計画の施策の具体的な取 組みについての意見交換）
12 月～ 平成 25 年 1 月	素案作成	第 4 回委員会の議論をまとめ素案を作る
1 月 18 日	第 5 回策定委員会	計画素案について パブリックコメントの実施について
2 月	パブリックコメント	第二次計画についてのパブリックコメントの実施 （2 月 15 日～3 月 19 日）
3 月 29 日	第 6 回策定委員会	パブリックコメントの対応について 計画の完成

八王子市第二次特別支援教育推進計画

平成 25 年 4 月発行

発 行 八王子市
編 集 八王子市教育委員会 学校教育部指導課（支援教育担当）
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1
TEL. 042-620-7446(直通) FAX. 042-627-8811
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kyoiku/index.html>

この冊子は環境に配慮して再生紙を使用しています。

